

大磯町長の中崎です。

5月4日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が5月31日まで延長されました。緊急事態宣言後の外出自粛や3つの密（密閉・密集・密接）を避ける等の一定の効果が表れているものの、全国的な感染が収束しておらず、医療提供体制も依然として厳しい状況であることを考えますと、やむを得ない措置であると感じております。

町民や事業者の皆様には、国・県・町などからの要請に対しまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。感染の収束が見えない中、医療の現場で最前線に従事されている方々、ごみ収集や介護、保育現場など町民生活を支える仕事に従事されている方々、休業や時間短縮営業などご協力をいただいている事業者の方々に対しましては、心より感謝申し上げます。

こうした中であって町では、町民生活や経済活動に対する緊急的な対応として、「感染症の拡大防止と町民の健康維持」、「町民の安定的な生活の確保」、「町内事業者の経済活動の維持」を柱とした緊急対策や、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の給付をできるだけ早期に実施してまいります。

なお、緊急事態宣言の期間延長に伴い、引き続き町立の幼稚園・小学校・中学校の休校、公共施設等の休館、イベント等を中止としてまいりますので、ご協力をお願いいたします。また、町民の皆様にも引き続き「不要不急の移動の自粛」、「3つの密を避けること」など日々の感染予防の徹底をお願いいたします。

なお、体調不良（発熱・倦怠感・咳）などで医療機関を受診しようとする時には、必ず、事前に受診する医療機関に電話で相談をしてください。そして、少しでも体調に不安を感じる時には、まずは自宅で休養を取っていただくよう、繰り返しお願いいたします。

町民の皆様の不安をできる限り軽減できるよう、それぞれの窓口にてご相談をお受けしています。ご心配なことなどがございましたら、まずは一度ご相談ください。

令和2年5月8日 大磯町長 中崎 久雄